

品川区私立認定こども園等運営費助成等に関する要綱

制定	平成20年12月15日	区長決定	要綱第140号
改正	平成22年 2月26日	区長決定	要綱第 11号
改正	平成23年 3月31日	区長決定	要綱第 63号
改正	平成24年 1月26日	区長決定	要綱第 3号
改正	平成25年 2月28日	区長決定	要綱第 12号
改正	平成26年 1月20日	区長決定	要綱第 5号
改正	平成27年 2月19日	区長決定	要綱第 36号
改正	平成27年 3月27日	区長決定	要綱第173号
改正	平成27年11月 5日	区長決定	要綱第497号
改正	平成28年 3月31日	区長決定	要綱第134号
改正	平成30年 3月30日	区長決定	要綱第 97号
改正	平成30年10月 1日	区長決定	要綱第184号
改正	平成31年 3月 6日	区長決定	要綱第 31号
改正	令和元年 9月 5日	区長決定	要綱第294号
改正	令和2年 3月26日	区長決定	要綱第 18号
改正	令和3年 8月 6日	部長決定	要綱第283号
改正	令和5年 9月 1日	部長決定	要綱第166号
改正	令和6年 5月22日	区長決定	要綱第219号

(目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた同法第2条第3項の保育所（区市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下「私立認定こども園」という。）および児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により児童の保育を行う特定保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）附則第6条第1項の特定保育所をいう。）のうち認定こども園となることを志向した保育所（以下「特定保育所」という。）に対する助成内容を定めるとともに、私立認定こども園に対する支援法第27条第5項に規定する施設型給付費（以下「施設型給付費」という。）に係る法定代理受領（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第2条第16号に定めることをいう。）の手續について定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 この要綱に基づく助成（以下「助成」という。）の対象となる私立認定こども園および特定保育所（以下「私立認定こども園等」という。）は、法第24条第

1 項の規定により児童の保育を実施し、かつ、支援法第 3 1 条第 1 項の規定による区長の確認を受け、適切な運営が確保されている私立認定こども園等とする。

(助成の要件)

第 3 条 助成を受けようとする私立認定こども園等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 次に掲げる法令で定める職員の配置に関する基準（以下「基本職員配置」という。）を満たしていること。

ア 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成 2 7 年 3 月 3 1 日付内閣府告示第 4 9 号）第 1 条第 1 4 号に規定する基本分単価（以下「基本分単価」という。）に含まれる保育教諭等または保育士の配置基準

イ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 2 4 年東京都規則第 4 7 号。以下「都規則」という。）第 1 6 条および保育所設置認可等事務取扱要綱（平成 1 0 年 3 月 3 1 日 9 福子推第 1 0 4 7 号）第 2 の 4 の（1）（ア（エ）から（コ）までを除く。）に規定する職員の配置基準

ウ 私立認定こども園にあっては、東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則（平成 1 8 年東京都規則第 2 9 9 号）第 5 条および東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則実施細目（平成 1 9 年 2 月 1 4 日 1 8 福保子第 1 2 2 3 号）5（1）に規定する職員の配置基準

(2) 基本職員配置に加え、1 歳児に対する保育士の配置人数について、児童 6 人に対し 1 人以上から、児童 5 人に対し 1 人以上に改善（以下「1 歳児配置改善」という。）を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げる保育教諭等または保育士の配置に当たっては、都規則附則第 1 1 項から第 1 4 項までに規定する特例および私立認定こども園にあっては東京都認定こども園の認定要件に関する条例施行規則附則第 2 項に規定する特例（以下これらを「保育士配置特例」という。）は適用しないこと。

(4) 0 歳児が入所する私立認定こども園等にあっては、常勤の看護師（准看護師および都規則附則第 5 項の規定により保育士とみなされる看護師を除く。）の 1 人以上の配置（以下「看護師配置」という。）を行うこと。この場合において、常勤の看護師は、原則として、1 月当たりの勤務時間が 1 6 0 時間以上の職員とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、常勤の看護師を 1 人以上配置したものとみなす。

ア 私立認定こども園等の職員に適用される就業規則等において、常勤の看護師の 1 月当たりの勤務時間が 1 2 0 時間以上と定められており、かつ、これを満たす職員を 1 人以上配置したとき。

イ 看護師であって、1月当たりの勤務時間が160時間に満たない職員を2人以上配置することにより、看護師が配置されている時間が1月当たり160時間を超えるとき。

(助成の内容)

第4条 助成の内容は、次のとおりとする。

(1) 基本保育運営費助成

基本分単価を基礎とした人件費、給食費、教材費、看護師雇上費等の運営費助成ならびに特別支援保育およびインフルエンザ予防接種費用に対する助成

(2) 私立認定こども園関連事業費助成

各種子育て支援事業に対する助成

(3) 停止児童助成

停止児童に係る運営費について私立認定こども園等の運営の安定化を図るための助成

(4) その他特別助成

前3号に定めるもののほか、私立認定こども園等の運営上特に必要とする経費に充当するための助成

(助成額および算定基準)

第5条 前条各号に規定する助成の金額（以下「助成額」という。）および算定基準等は、別表のとおりとする。

(助成等の申請)

第6条 私立認定こども園等の設置者（以下「設置者」という。）は、助成および施設型給付費（私立認定こども園に限る。以下これらを「助成等」という。）の申請に当たっては、必要な書類を添えて、区長に申請するものとする。この場合において、私立認定こども園の設置者による申請は品川区私立認定こども園給付費等交付申請書（第1号様式）により、特定保育所の設置者による申請は品川区特定保育所運営費等申請書（第2号様式）により行うこととする。

(助成等の交付決定)

第7条 区長は、前条に規定する助成等の申請があった場合は、私立認定こども園等の運営状況等を確認し、助成等を行うことと決定したときは、私立認定こども園の設置者に対しては品川区私立認定こども園給付費等交付決定通知書（第3号様式）により、特定保育所の設置者に対しては品川区特定保育所運営費等交付決定通知書（第4号様式）により、助成等を行わないことと決定したときは、私立認定こども園の設置者に対しては品川区私立認定こども園給付費等不交付決定通知書（第5号様式）により、特定保育所の設置者に対しては品川区特定保育所運営費等不交付決

定通知書（第6号様式）により、それぞれ通知するものとする。

（助成の条件）

第8条 区長は、助成等の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条の規定による助成等の決定（以下「助成等決定」という。）に条件を付することができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 区長は、助成等決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、助成等決定の全部もしくは一部を取り消し、または助成等決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

2 区長は、前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、その内容を私立認定こども園の設置者に対しては、品川区私立認定こども園給付費等交付決定取消・変更通知書（第7号様式）により、特定保育所の設置者に対しては、品川区特定保育所運営費等交付決定取消・変更通知書（第8号様式）により、それぞれ通知しなければならない。

（助成等の請求）

第10条 助成等決定を受けた設置者は、区長に対し、別に定める日までに助成等の支払を請求するものとする。この場合において、私立認定こども園の設置者による請求は品川区私立認定こども園給付費等請求書（第9号様式）により、特定保育所の設置者による請求は品川区特定保育所運営費等請求書（第10号様式）により行うこととする。

（助成額の支払）

第11条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、当該請求に係る助成額を当該設置者に支払うものとする。

（保護者負担の禁止）

第12条 設置者は、助成の対象となる事業に要する経費については、これを保護者に負担させてはならない。ただし、保育料については、この限りでない。

（指導および報告の徴収等）

第13条 区長は、助成の対象となった事業（以下「助成事業」という。）の円滑適正な遂行を図るため、その遂行に関し、設置者または施設長（以下「設置者等」という。）に対し必要な指導を行うことができる。

2 区長は、必要に応じて、設置者等に対し運営費の執行状況等について報告を求め、または助成事業の実施状況について検査することができる。

(決定の取消し)

第14条 区長は、設置者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成等決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 不正または虚偽の申請により助成等を受けたとき。
- (2) 助成額を助成等の目的以外に使用したとき。
- (3) 助成事業の計画を縮小し、または廃止したとき。
- (4) 第3条各号に規定する助成の要件を満たしていないとき。
- (5) 第8条に規定する助成の条件に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の主旨に違反したとき。

2 前項の規定による助成等決定の取消しの対象となる範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項各号（第4号を除く。）に該当するとき。 第4条各号に規定するすべての助成

(2) 前項第4号に該当する場合であって、次の区分に該当するとき。

ア 基本職員配置の要件を満たしていないとき。 第4条各号に規定するすべての助成

イ 1歳児配置改善または保育士配置特例の適用除外の要件を満たしていないとき。 第4条第1号に規定する基本保育運営費助成のうち基本保育運営費

ウ 看護師配置の要件を満たしていないとき。 第4条第1号に規定する基本保育運営費助成のうち看護師雇上費充実加算

3 第1項の規定による助成等決定の取消しを行った場合における設置者等への通知については、第9条第2項の規定を準用する。

(返還命令等)

第15条 区長は、第9条第1項または前条第1項の規定による助成等決定の取消しを行った場合において、助成等決定の当該取消しに係る部分について既に助成額が交付されているときは、当該取消しに係る部分の額の返還を命じるものとする。

2 区長は、前条第1項の規定による助成等決定の取消しの対象となる事実を確認した場合において、なお設置者等がその状況を改善していないと認めるときは、助成等の全部または一部を行わず、もしくは停止し、または助成額を減額することができる。

(違約加算金)

第16条 設置者は、前条第1項の規定により助成額の返還を命じられたときは、その命令に係る助成額の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につ

き年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満を除く。）を納付しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第17条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、設置者の納付した金額が返還を命じた助成額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた助成額に充てるものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第18条 区長は、設置者に対し助成額の返還を命じ、設置者が当該助成額または違約加算金の全部または一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

（書類の保存）

第19条 設置者は、助成事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿および助成等の実施に係る収支に関する書類を当該助成を受けた日の属する会計年度の終了後5年間整理保存しなければならない。

（準用）

第20条 助成に当たっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）に定めるところによるものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年12月1日から適用する。

付 則（平成22年2月26日改正要綱第11号）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則（平成23年3月31日改正要綱第63号）

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

付 則（平成24年1月26日改正要綱第3号）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則（平成25年2月28日改正要綱第12号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則（平成26年1月20日改正要綱第5号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則（平成27年2月19日改正要綱第36号）

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則（平成27年3月27日改正要綱第173号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成27年11月15日改正要綱第497号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成28年3月31日改正要綱第134号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則（平成30年3月30日改正要綱第97号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則（平成30年10月1日改正要綱第184号）

この要綱は、平成30年10月1日から適用する。

付 則（平成31年3月6日改正要綱第31号）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則（令和元年9月5日改正要綱第294号）

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。

付 則（令和2年3月26日改正要綱第18号）

1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

2 改正後の品川区私立認定こども園等運営費助成等に関する要綱別表（1）の部⑤の項の規定は、令和2年4月1日以後に在籍する児童に係る特別支援児童等加算費の助成について適用し、同日前に在籍する児童に係る特別支援児童等加算費の助成については、なお従前の例による。

付 則（令和5年9月1日改正要綱第166号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則（令和6年5月22日改正要綱第219号）

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

助成額単価表

(単位:円)

項目			月額単価					算定基礎	摘要
(1)基本保育運営費助成									
①	基本保育運営費	定員区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上	・毎月1日 在籍児1人当たり	・管外受託児を除く。 ・支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもとして認定を受けた在籍児(以下この表において「1号認定子ども」という。)を除く。
		20人まで	136,550	0	0	0	0		
		21人から30人まで	152,520	4,680	0	0	0		
		31人から40人まで	137,470	21,650	0	0	0		
		41人から50人まで	140,670	24,850	960	0	0		
		51人から60人まで	149,550	33,730	9,840	170	0		
		61人から70人まで	145,480	37,480	15,240	6,090	4,220		
		71人から80人まで	149,770	41,770	19,520	10,380	8,500		
		81人から90人まで	139,840	41,400	21,180	12,670	10,950		
		91人から100人まで	133,350	43,590	25,210	17,300	15,700		
		101人から110人まで	130,400	43,500	25,670	18,120	16,590		
		111人から120人まで	128,660	43,670	26,210	18,900	17,410		
		121人から130人まで	126,680	43,610	26,520	19,440	18,000		
		131人から140人まで	126,000	43,890	26,970	20,020	18,590		
		141人から150人まで	123,720	43,510	26,970	20,250	18,870		
		151人から160人まで	123,490	43,290	26,740	20,030	18,640		
		161人から170人まで	122,560	43,320	26,950	20,360	19,000		
		171人以上	121,570	43,280	27,100	20,620	19,290		
②	給食内容充実費	3歳未満児	日 額 277					・毎月1日 在籍児1人当たり ・日額単価×児童数×開所日数	・管外受託児を除く。
		3歳以上児	日 額 288						
③	副食費	3歳以上児	4800					・毎月1日 在籍児1人当たり	・内閣府が定める副食費徴収免除対象子どもを除く。
④	保育教材費		1,660					・毎月1日 在籍児1人当たり	・管外受託児を除く。 ・1号認定子どもを除く。
⑤	特別支援児童等加算費	時間区分	日 額 単 価					・対象児童を介助する専従の職員を臨時的に採用したとき。 ・該当職員が勤務した日数に、左欄に掲げる時間区分に応じ定める日額単価を乗じて得た金額 ・1日当たりの勤務時間が4時間未満の日は対象外とする。 ・同日に複数の職員が同一の対象児童を介助する場合は、1人の勤務時間は4時間以上とし、介助する時間の合計が8時間を超えるときであっても、左欄の日額単価を上限額とする。 ・現に私立認定こども園等に入所している児童で、区長が次のいずれかに相当すると認める程度の障害等を有するものが在籍する私立認定こども園等の運営充実を図るための助成 ア 身体障害者については、概ね身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害等級別4級または5級程度。ただし、聴覚障害については、4級または6級までのいずれかに該当する程度。 イ 知能、社会性および運動機能の発達の遅れについては、概ね東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)別表1に定める判定基準の4度(軽度)または3度(中度)程度 ウ アおよびイに掲げるもののほか、疾病を有することにより、私立認定こども園等で日常の集団保育を実施するに当たり特別な配慮が必要であると嘱託医、主治医等が認めること。	・管外受託児を除く(ただし、すでに加算の対象とした児童であって、管外に転出した対象児童については引き続き加算の対象とする。) ・1号認定子どもを除く。
		6時間以内	8,250						
		6時間超え 8時間以内	11,000						
⑥	看護師雇上費充実加算	0歳児定員	15人未満	312,000				・15人以上の月額単価は、常勤の看護師を2人以上配置した場合に適用する。 ・0歳児が在籍しない私立認定こども園等において、常勤の看護師を配置した場合も適用する。	
			15人以上	624,000					
⑦	インフルエンザ予防接種費用		3,000					・インフルエンザの予防接種を受けた職員1人当たり(年1回)	・インフルエンザの予防接種に係る費用の額が3,000円より低い場合は、当該費用の額と同額とする。 ・助成の対象となる職員(以下「対象職員」という。)は、現に私立認定こども園等に勤務する職員とする。 ・インフルエンザの予防接種を受ける期間(以下「対象期間」という。)は、10月から翌年1月までとする。ただし、区長が特別の必要があると認めるときは、他の月についても対象期間とすることができる。 ・私立認定こども園等が費用を負担して、対象職員が対象期間内にインフルエンザの予防接種を受けたことが確認できる書類の写しを添付すること。
(2)私立認定こども園関連事業費助成									
	子育て相談等事業費		108,330					・子育て相談、子育て体験、栄養相談の各事業に対する助成	
(3)停止児童助成								・内閣府が定める基本分単価および処遇改善等加算Ⅰの額と(1)①基本保育運営費の単価の額の合計額	・1号認定子どもを除く。
(4)その他特別助成								・区長が私立認定こども園等の運営上特に必要と認める額 ただし、上記項目経費のうち転用可能な額の範囲内とする。	

品川区私立認定こども園給付費等申請書

年 月 日

品川区長 あて

所在地

法人名

保育所名

代表者名

交 付 申 請 額

年度 月分

施設型給付費および品川区私立認定こども園運営費として、
上記の金額を申請します。

品川区特定保育所運営費等申請書

年 月 日

品川区長 あて

所在地

法人名

保育所名

代表者名

申 請 金 額

年度 月分

特定保育所運営費等として、上記の金額を申請します。

品川区私立認定こども園給付費等決定通知書

法人名
代表者名 様 品川区長 印

年度 月分

施設型給付費および品川区私立認定こども園運営費助成等に関する要綱に基づく運営費について下記のとおり決定します。

記

1. 施設名
-
2. 交付決定額
-

品川区特定保育所運営費等交付決定通知書

法人名
代表者名 様 品川区長 印

年度 月分
品川区特定保育所運営費等について、下記のとおり決定します。

記

1. 施設名
2. 交付決定額
3. 内訳

品川区私立認定こども園給付費等不交付決定通知書

法人名
代表者名 様 品川区長 印

年 月 日付で申請のあった給付費等については、下記の理由により交付しないこと
と決定したので通知します。

記

1. 施設名
2. 理 由

品川区特定保育所運営費等不交付決定通知書

法人名
代表者名 様 品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区特定保育所運営費等については、下記の理由により交付しないことと決定したので通知します。

記

1. 施設名
2. 理 由

第 年 月 号
日

品川区私立認定こども園給付費等交付決定取消・変更通知書

法人名
代表者名 様

品川区長 印

年 月 日付 第 号により通知した品川区私立認定こども園給
付費等（ 年度 月分）については、下記の理由により取り消し、または変更し
たので通知します。
この取消または変更に係る部分について、既に交付されている給付費等の返還を下記
のとおり命じます。

記

1. 取消または変更の理由

2. 返還する金額

金 円

3. 返還期限

年 月 日

第 年 月 日 号

品川区特定保育所運営費等交付決定取消・変更通知書

法人名
代表者名 様

品川区長 印

（ 年 月 日付 第 号により通知した品川区特定保育所運営費等
（ 年度 月分）については、下記の理由により取り消し、または変更したので
通知します。
この取消または変更に係る部分について、既に交付されている助成額の返還を下記のとおり命じます。

記

1. 取消または変更の理由

2. 返還する金額

金 円

3. 返還期限

年 月 日

品川区私立認定こども園給付費等請求書

年 月 日

品川区長 あて

所在地

法人名

保育所名

代表者名



請 求 金 額

年度 月分

施設型給付費および品川区私立認定こども園運営費として、
上記の金額を請求します。

品川区特定保育所運営費等請求書

年 月 日

品川区長 あて

所在地

法人名

保育所名

代表者名

印

請 求 金 額

年度 月分

品川区特定保育所運営費等として、上記の金額を請求します。